

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 14 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380057

研究課題名(和文) 国際商取引における貨幣の法の本質

研究課題名(英文) Legal Essence of Money in International Trade

研究代表者

竹下 啓介 (TAKESHITA, Keisuke)

一橋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60313053

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、貨幣の法の本質について、国際私法学の思考に基づく分析を行った。貨幣に関する近時の法的分析は、それを使用する個人の視点が重視される傾向にあるが、他方で、貨幣が形成される社会集団との関係性を無視することはできず、その関係性の中にこそ本質的要素が存在すると考えられる。研究期間内に貨幣の法的本質自体の解明には至らなかったものの、貨幣の法的分析のために、双方の視点を調和する理論的な分析枠組みの構築が必要であることが確認された。

なお、具体的な成果としては、国際取引に関連する英語の論文を執筆し、当事者自治の原則の分析のために必要な双方の視点を調和する理論的分析枠組みの探求を行った。

研究成果の概要(英文)：In this study, I analyzed the legal essence of money based on thoughts of private international law. In the recent studies on money in law, scholars often focus on the viewpoint of a person who uses money. However, it is also necessary to pay due consideration to the relationship between money and the society because the legal essence of money exists in this relationship. Although the legal essence of money itself has not been revealed yet, it is confirmed in this study that, for the analysis of money in the field of law, we need to construct a theoretical framework in which both viewpoints are reconciled.

As an outcome of this study, I wrote an article in English regarding international trade, exploring the theoretical framework that make it possible to reconcile both viewpoints for the purpose of analyzing issues on the principle of party autonomy.

研究分野：国際私法

キーワード：国際私法 国際金融

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初においては、国家を超えた統合通貨としてのユーロ崩壊の危機が強く意識されたり、中国元の国際化に代表される国際金融市場における各国通貨の役割の変動が議論されたりと、国際社会の中における貨幣ないし通貨 (money) に関する諸問題への関心が高まりを見せていた。また、このような関心は、いわゆるビットコインの普及等に象徴されるように、国際社会という国家の併存を前提とする秩序の枠組みを超えるグローバル化の進展との関係にも拡大していったところである。このような関心を背景として、国際的な貨幣に関する諸問題は、世界経済の安定による国際秩序維持を実現するためにも解決が不可欠の問題であると意識されていた。

このように世界的にも注目が集まる貨幣に関する国際的な諸問題については、多くの研究がされ、問題の解決が模索されていた。しかし、その法的諸問題に関する研究という点からすると、2つの問題点があった。第1に、国際通貨法に関する分析の多くは、例えば、国際通貨基金に関する研究を始めとする、公法的側面からの研究であり、貨幣が商取引等の私人間の法律関係に対しても重要な意義を持っているにもかかわらず、私法的法律関係における貨幣の意義を分析する研究は、少なかった。第2に、国際商取引と貨幣との法的関係等に言及する近時の分析の多くは、実務的な観点からのものであり、理論的・体系的観点からの研究が欠如していた。実務的観点からの法的分析は、概して、現実の実務を追認する形で進められるところであり、そもそもの実務の法的な合理性自体を検証する視点に欠けるため、現実の実務の批判的な分析のためには、理論的・体系的な観点からの法的分析が必要となる。

本研究の実施の背景には、以上のような現実的な研究の要請及び従来の研究内容に関する問題意識があった。

2. 研究の目的

以上の研究開始当初の背景を前提として、本研究は、国際私法学の観点から、貨幣の本質を明らかにすることを目的として、実施された。

具体的には、研究開始の当初において、貨幣の取引手段としての重要性にもかかわらず、私法的側面からの理論的研究が乏しい状況があったことから、国際商取引において私人間で利用される貨幣に着目し、その法的本質を明らかにすることを目的とした。また、実務的検討が先行し、理論的側面からの分析が必ずしも十分でない状況であったことから、従来の議論の中で、理論的な観点から着目されていた貨幣と国家主権との関係性に焦点を当てて、国際的な貨幣に関する理論的分析を発展させることも目的とした。

なお、これらの研究成果の妥当性は、日本

の国内に限られるものではなく、広く世界に一般的なものであると考えられたため、研究成果を英語で公表することも目的とした。

3. 研究の方法

研究の方法は、当初、以下のとおりに想定されていた。すなわち、国際商取引における貨幣の本質を解明するため、まず、従来、理論的分析を行ってきた F. A. Mann (F. A. Mann, *The Legal Aspect of Money*, 5th ed. (1992) 等。) を始めとする研究者の基礎的研究について、現代的視点からの再検討を行う。その上で、現在の実務的観点からの研究及び国際金融実務の最前線で活躍している実務家との対話を実施する。そして、これらを基礎として、過去の理論的研究成果について現代的視点から再解釈を行い、発展させる。その際には、特に、理論的思考が根拠無く実務からかけ離れることのないように、理論と実務の架橋の観点から、理論的思考に対する批判的分析を中心に実施する。以上の分析を通じて解明される私法的法律関係における貨幣の本質に関する理論を基礎として、現在の実務的分析において主流となっている貨幣と国家主権との関係性を捨象する思考の理論的合理性を批判的に検討し、理論と実務を架橋する思考枠組みを提示する。

4. 研究成果

(1) 全体について

本研究期間内に貨幣の法的本質を明らかにするには至らなかったところであるが、その分析に当たって、国際商取引に關与する当事者としての私人の観点からの分析と、貨幣が生成する社会集団の観点からの分析の双方が重要であること、特に、貨幣の法的本質が存在すると想定される貨幣と社会集団との関係性の分析が重要であることが確認された。また、このことから、双方の観点からの分析を可能とする理論的枠組みの構築が必要であることも確認することができた。

具体的には、以下のとおりである。

(2) 近時の実務的分析の傾向

Mann の思考に代表される貨幣と国家との関係付けを前提とする理論的な思考と比較した場合、近時における実務的な分析については、国際商取引に關与する当事者としての私人の視点を重視する傾向にあることが明らかとなった。すなわち、国際商取引における貨幣の分析にあたっては、個々の契約取引における支払手段としての役割に焦点が当てられ、当該契約取引の当事者の観点から貨幣がどのような意義を有するかが問題となっていると考えられる。また、このような観点からすると、支払手段という機能の共通性が認められる限りにおいて、貨幣の中には、様々なものが含まれ、それらが共通の意義を有することとなる。例えば、日本の通貨と外国通貨を区別して扱う必要はなく、共通の貨

幣たる性質を有するものと位置づけられることとなるし、また、国家による発行を前提としないビットコインのようなものも貨幣に位置づけられ得るし、銀行預金等も含まれ得ることとなる。

(3) 分析視座の構築

このような国際商取引における関係当事者としての私人の視点からの分析が有用であることは疑いがない一方で、理論的・体系的観点から考えた場合、貨幣と国家との関係性を意識する必要がないのか、問題となる。より一般的に考えるならば、貨幣は所与のものとして与えられるわけではなく、一定の社会集団を前提として、それとの関係性の中で存在するのであり、このこと自体は、個々の契約取引において私人が貨幣を支払手段として利用する立場にある場合にも、何ら変わりはない。

このような双方の視点からの分析を必要とする具体的な法的問題として、いわゆる代用給付権の準拠法に関する議論がある。例えば、日本の民法は、代用給付権に関する規定として、外貨建て債権の日本の通貨による弁済を可能とする規定(民法403条)があるが、この規定については、当事者間の契約の準拠法が日本法になった場合に適用されるとする考え方と、日本の領域の中における公序・取引秩序の維持のための規定であるとして、日本国内において債務の履行がされる限り、契約準拠法の如何にかかわらず、常に適用されるとする考え方が主張される。代用給付権の準拠法の具体的決定についてはともかく、少なくとも、このような学説の対立は、貨幣の法的分析に関する双方の視点の重要性を示すものであると考えられる。

(4) 貨幣と社会集団の関係性

社会学・文化人類学等、様々な分野における貨幣とそれを形成する社会との関係性の分析を参照するならば、基本的に、貨幣は社会集団の中における自由な私人と私人の間の「交換」を「媒介」し、円滑化するものという位置づけが与えられる場合が多いと考えられる。このことは、例えば、いわゆる地域通貨が積極的に活用された場合において、当該地域における内部の取引の活発化をもたらした事例が認められることから確認される。

しかし、このような単一の社会集団の内部における取引と異なり、国際商取引の場合には、個々の「交換」は、異なる社会集団に属する者の間で社会を超えて行われることとなる。そして、基本的にそれぞれの社会集団は独自の貨幣を有するため、いずれの貨幣を取引において用いるか、問題となる。無論、EUの域内取引のように、国家を跨ぐ取引であったとしても関係当事者が属するそれぞれの国家が共通の貨幣を通貨としている場合もあるが、そのような場合は例外的である。

そして、貨幣と社会集団との関係性の観点からすると、特定の貨幣による金銭債務の履行は、その債務に関する取引を当該貨幣の属する社会集団の経済秩序に組み込む機能を有すると考えられる。社会集団の視点からすれば、自らの貨幣による取引である限りにおいて、当該貨幣は、基本的に、再び自らの社会集団の内部における取引に使用され、均衡がとれることとなるのである。

しかし、このような社会集団を基軸とした貨幣に関する説明は、個々の契約取引の当事者という視点から貨幣をとらえたとすると、妥当性が否定されるようにも思われる。個々の取引における当事者の幅広い私的自治が認められる現代においては、当事者が本来的に想定される貨幣と異なる貨幣(例えば「外貨」)等を支払手段として選択することが当然に認められているため、現代の実務的観点からの分析で前提とされるように、特定の貨幣の使用はあくまで関係当事者の意思に基づくものに過ぎず、契約取引と其中で支払手段とされる貨幣が使用される社会集団の経済秩序との関係性を前提とするものではないようにも思われる。また、本来的に想定される貨幣は、少なくとも現在の国際社会を前提とする限り、一定の国家によって発行される貨幣であると考えられる一方で、個々の契約取引の当事者である私人が、国家を離れて新たな貨幣に基づく社会集団(例えば、国境を越えて形成されるビットコインを利用する私人の集団)を形成する場合に、既存の社会集団における経済秩序との矛盾・抵触の発生が想定されることとなる。

研究期間内においては、国際商取引における貨幣の法的本質について包括的に明らかにすることはできなかったが、以上の分析からするならば、関係当事者としての私人の視点及び一定の貨幣を使用する社会集団の視点の双方からの分析が重要となる。同時に、双方の視点からの分析が矛盾・抵触するケースが多く想定されるため、国際商取引における貨幣の法的本質の解明のためには、双方の視点からの分析を可能とする理論枠組みの構築が必要であると考えられる。

(5) 派生的研究

なお、このような個々の契約取引で利用される貨幣について、社会との関係性の観点から理解する必要があることは、個々の契約取引自体にも該当すると考えられる。すなわち、個々の契約取引の法的分析をする場合、当該取引は関係当事者の観点から検討されることが多いが、個々の契約取引も社会的脈絡の中に存在するものであり、個々の契約取引と社会との関係性を意識することで、より適切な法的分析が可能となると考えられる。このような観点から、国際契約の法的規律、特に、国際私法学における当事者自治原則の分析を行い、特に、社会との関係性を意識するとするならば、当事者自治の原則については、

理論的一般的な私人の自由の概念から演繹的に検討するよりも、現実社会における当事者自治に関するニーズから帰納的に検討する方が、より穏当な原則として構築することができると考えられる。

また、逆に、国家主権の観念が強く意識される国際司法共助に関する問題（外国における送達や証拠調べ等）については、むしろ、日本においては、個々の司法共助と国家との関係性が強調されているが、バランスの良い解決を考えるとすると、国際商取引の当事者となる私人の利益の観点からの分析もやはり必要であり、国際法もそれを許容する形で厳格な属地主義の考え方から変容する可能性があると考えられる。

(6) 具体的成果

具体的な成果として、貨幣の法的分析自体に関する論考は現在も執筆を継続中であるが、国際取引に関する論文、特に、本研究の基軸となる視点をそのまま反映する論文として、国際取引における当事者自治に関する分析について、英語論文で公表することができた（雑誌論文）。

その他、実務的な観点からの分析を進める趣旨で、金融取引に関する判例評釈を執筆した（雑誌論文）。さらに、国家主権に関する分析を基本として、国際司法共助に関する研究成果も公表することができた（雑誌論文）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3件)

竹下啓介「国境を越える裁判手続の実施と国際法」自由と正義、Vol.67、No.5 (2016年) 29-34頁、査読なし。

Keisuke Takeshita, Critical Analysis on Party Autonomy: From a Theoretical Perspective, Japanese Yearbook of International Law, Vol.58 (2015), pp.196-222、2016年3月発行、査読あり。

竹下啓介「投資勧誘事件における不法行為地の国際裁判管轄 - 東京地判平成24・8・27」ジュリスト 1476号 (2015年) 116-119頁、査読あり。

〔学会発表〕(計 2件)

竹下啓介「普遍国際私法理論の現代的意義」、第128回国際私法学会研究大会 (2015年6月6日) 於早稲田大学(東京都・新宿区)

竹下啓介「コメント」、外国人ローヤリングネットワーク主催シンポジウム「国際化時代における日本の裁判手続き～関係者が外国に所在する場合の手続上の諸問題～」(2015年5月22日) 於弁護

士会館クレオA (東京都・千代田区)

〔図書〕(計 0件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

竹下 啓介 (TAKESHITA, Keisuke)

一橋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60313053